

(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 重要事項説明書

[令和6年6月1日現在]

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスを提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 法人概要

法人名称	株式会社 あかね
法人所在地	東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-20 サンタワーズ D 棟 8F
電話番号	03-5433-1441
FAX番号	03-5433-3494
設立日	平成14年10月
資本金	1000万円
代表者氏名	若尾 肇宏
所有サービス	介護保険サービス 訪問介護事業 ・ 第1号訪問介護事業 福祉用具貸与事業 ・ 介護予防福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業 ・ 介護予防特定福祉用具販売事業 住宅改修事業 障害者福祉サービス 居宅介護事業 ・ 重度訪問介護事業 移動支援事業 その他サービス 医療機器、介護・福祉関連商品販売

3 事業所概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社 あかね
所在地	東京都世田谷区三軒茶屋 2丁目 11番 20号サンタワーズD棟8階
介護保険指定番号	福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売 (東京都第1371203272号)
サービスを提供する地域	東京23区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間及び福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

営業日：平日 9:00～18:00 (月～金)

土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)はお休みとなります。

搬入・搬出時間については原則上記営業時間内での対応とさせていただきます。

※営業時間内であればお客様の希望の日付及び時間が指定できます。

(3) 職員体制

管理者	若尾 肇宏			
職種	職務の内容	常勤	非常勤	計
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行う。	1名	0名	1名
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員指定講習修了者の資格を持つ者が、福祉用具利用申込に関わる調整を行い、必要な商品の選定・納品の対応及び個別援助計画の作成・利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。	3名	0名	3名

(4) 福祉用具貸与の取扱い種目

☐ 車いす	※1	☐ 手すり	
☐ 車いす付属品	※1	☐ スロープ	
☐ 特殊寝台	※1	☐ 歩行器	
☐ 特殊寝台付属品	※1	☐ 歩行補助つえ	
☐ 床ずれ防止用具	※1	☐ 認知症老人徘徊感知機器	※1
☐ 体位変換器	※1	☐ 移動用リフト	※1
		☐ 自動排泄処理装置	※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

※ 対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

(5) 特定福祉用具販売の取扱品目

① 腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④移動用リフトのつり具部分

4 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 個別援助計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別援助計画を作成します。

個別援助計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

(2) 利用料

【福祉用具貸与利用料】

介護保険からの給付サービス福祉用具貸与を利用する場合は原則として月額福祉用具貸与料金です。（弊社発行カタログ参照）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様負担となります。平成27年8月より市区町村から交付の負担割合に記載されている利用者負担割合に応じて負担額が変化致します（1割～3割）。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の15日以前の場合	1月分
利用開始日が開始月の16日以降の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	1月分
利用開始日と終了日が同月の場合（初月解約）	1月分

※負担割合につきましては介護保険負担割合証をご確認ください。

※自費貸与商品は本項目の対象とはなりません。（詳細は契約書別紙参照）

福祉用具貸与品利用料金表

種目	基本利用料(10割)	利用者負担額(1割)
車椅子	2,000円～	200円～
車椅子付属品	500円～	50円～
特殊寝台	7,000円～	700円～
特殊寝台付属品	250円～	25円～
床ずれ防止用具	2,000円～	200円～
体位変換器	1,200円～	120円～
手すり	1,000円～	100円～
スロープ	500円～	50円～
歩行器	2,000円～	200円～
歩行補助杖	800円～	80円～
認知症老人徘徊感知機器	5,000円～	500円～
移動用リフト	10,000円～	1,000円～

【特定福祉用具販売利用料】

【受領委任払い】

「受領委任払い」は、利用者が、費用の自己負担分（1～3割分）のみを事業者に支払い、保険給付分（7～9割分）は、保険者から利用者が受領に関する委任を受けた事業者へ直接支払います。

【償還払い】

利用者が、いったん費用の全額（10割分）を事業者へ支払い、その後、保険者に申請して自己負担分（1～3割分）を除く保険給付分（7～9割分）の支給を受けます。

特定福祉用具購入品利用料金表

種目	基本利用料(10割)	利用者負担額(1割)
腰掛便座	10,800 円～	1,080 円～
入浴補助用具	7,560 円～	756 円～
簡易浴槽	69,984 円～	6,998 円～
移動用リフトのつり具	42,120 円～	4,212 円～

(3) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

(4) 料金の支払い方法

◇口座引落し・・・毎月27日引き落とし

（27日が土・日・祝日の場合は振替口座先の翌営業日となります。）

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月中旬までに当月分の料金を請求致します。

お支払い方法は口座自動引落としとなりますので、ご契約の際に引落とし口座の御指定をお願い致します。

※御事情により郵便振替、集金も対応させていただきます。

※口座引落としが不可だった場合は、上記のどちらかの方法に基づいて再度対応させていただきます。

5 福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用方法

(1) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。福祉用具貸与・特定福祉用具販売（以下販売）契約を結び、福祉用具を貸与又は販売致します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 福祉用具貸与・販売契約の終了

① お客様のご都合で福祉用具貸与・販売契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合で福祉用具貸与・販売契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与・販売契約の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与・販売契約が終了します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付で福祉用具貸与・販売サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕となった場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与・販売サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与・販売サービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与・販売サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

(4) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等（ベッドのリモコンが作動しないなど）があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

6 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

(福祉用具の消毒・保管を行う他の事業者に行わせる場合)

- 福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的（概ね半年ごと）に確認し、その結果等を記録します。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当 若尾 肇宏 電話 03-5433-1441

(2) その他

当社以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を申し立てることができます。

国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

世田谷区世田谷総合支所 保健福祉課 電話 03-5432-2850

世田谷区北沢総合支所 保健福祉課 電話 03-6804-8701

世田谷区玉川総合支所 保健福祉課 電話 03-3702-1894

世田谷区砧総合支所 保健福祉課 電話 03-3482-8193

世田谷区烏山総合支所 保健福祉課 電話 03-3326-6136

※介護保険証記載の市区町村にそれぞれ必ず、介護保険苦情相談窓口がございます。

8 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

9 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

利用者（その家族）とは、非常災害時の対応について定期的に確認します。

10 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

12 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

13 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知するほか、指針の整備、研修を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

14 天災不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

15 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又はコピーを交付します。ただし、コピーに際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

16 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を考慮して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供開始にあたり、御利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

令和 7年 3月 1日

事業者

所在地 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目11番20号サントワーズD棟8階

名称 株式会社 あかね
代表取締役 若尾 肇宏 印

事業所

所在地 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目11番20号サントワーズD棟8階

名称 株式会社あかね
説明者

上記の内容の説明を受け、了承しました。

【利用者】

住所

利用者氏名

【利用者代理人】

住所

代理人氏名